鎌 倉 市 議 会

１２月 定 例 会 議 案 集

（その１）

令和８年（2026年）

目　　次

議案第 59 号　令和８年度鎌倉市一般会計補正予算（第６号）に係る専決処分の承認について……　5
議案第 60 号　令和８年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第５号）に係る専決処分の承認について……　23
議案第 61 号　不動産の取得について……　34
議案第 62 号　指定管理者の指定について……　36
議案第 63 号　指定管理者の指定について……　37
議案第 64 号　指定管理者の指定について……　38
議案第 65 号　指定管理者の指定について……　39
議案第 66 号　指定管理者の指定について……　40
議案第 67 号　大船地区市民農園の管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……　41
議案第 68 号　緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……　42
議案第 69 号　緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……　43
議案第 70 号　遊休農地解消業務の遂行に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……　44
議案第 71 号　鎌倉市本庁舎整備基金条例の一部を改正する条例の制定について・　45
議案第 72 号　鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……　47
議案第 73 号　鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について……　50
議案第 74 号　鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……　52
議案第 75 号　鎌倉市一般廃棄物処理施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　55
議案第 76 号　鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……　57
議案第 77 号　鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　60
議案第 78 号　鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……　62
議案第 79 号　鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について……　64
議案第 80 号　鎌倉市公共公益施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　66

議案第 81 号　鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……　68
議案第 82 号　山崎浄化センタースポーツ等広場条例の一部を改正する条例の制定について……　70
議案第 83 号　鎌倉市文学館条例の停止に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　72
議案第 84 号　令和８年度鎌倉市一般会計補正予算(第７号) ……　74
議案第 85 号　令和８年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第６号）……　80
報告第 17 号　道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……　81
報告第 18 号　道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……　82
報告第 19 号　道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……　83

議案第 59 号

令和８年度鎌倉市一般会計補正予算（第６号）
に係る専決処分の承認について

次の令和８年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和８年（2026年）10月27日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

令和８年度鎌倉市一般会計
補正予算（第６号）

令和８年度鎌倉市一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,102千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,619,145千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の補正は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の補正は、「第３表　地方債補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		15,698,962	31,200	15,730,162
	10 国庫補助金	4,916,783	31,200	4,947,983
80 繰越金		959,891	109,502	1,069,393
	5 繰越金	959,891	109,502	1,069,393
90 市債		6,112,600	9,400	6,122,000
	5 市債	6,112,600	9,400	6,122,000
歳　　入　　合　　計		86,469,043	150,102	86,619,145

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		10,456,016	34,000	10,490,016
	5 総務管理費	8,811,197	34,000	8,845,197
45 土木費		13,044,563	71,530	13,116,093
	10 道路橋りょう費	1,214,696	60,404	1,275,100
	20 都市計画費	5,753,168	11,126	5,764,294
55 教育費		10,469,864	44,572	10,514,436
	20 社会教育費	3,186,150	44,572	3,230,722
歳　出　合　計		86,469,043	150,102	86,619,145

第２表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 道路管理地（坂ノ下斜面）	95,647
55 教育費	20 社会教育費	史跡亀ヶ谷坂崩落対策事業	44,572

第３表　地方債補正

１　変　更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円				千円			
道路整備事業費	573,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	583,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合　計	6,112,600				6,122,000			

令和８年度一般会計
歳入歳出補正予算（第６号）事項別明細書

１　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
55 国庫支出金	15,698,962	31,200	15,730,162
80 繰越金	959,891	109,502	1,069,393
90 市債	6,112,600	9,400	6,122,000
歳　入　合　計	86,469,043	150,102	86,619,145

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
10 総務費	10,456,016	34,000	10,490,016
45 土木費	13,044,563	71,530	13,116,093
55 教育費	10,469,864	44,572	10,514,436
歳　出　合　計	86,469,043	150,102	86,619,145

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			34,000
	9,400		62,130
31,200			13,372
31,200	9,400	0	109,502

２　　歳　　入

５５款　国庫支出金　　31,200千円

１０項　国庫補助金　　31,200千円

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
50 教育費補助金	1,286,808	31,200	1,318,008
計	4,916,783	31,200	4,947,983

８０款　繰越金　　109,502千円

５項　繰越金　　109,502千円

5 繰越金	959,891	109,502	1,069,393
計	959,891	109,502	1,069,393

９０款　市債　　9,400千円

５項　市債　　9,400千円

40 土木債	3,186,500	9,400	3,195,900
計	6,112,600	9,400	6,122,000

節		説　　明
区　　分	金　　額	
20 社会教育費補助金	千円 31,200	○史跡等保存整備費補助金（補助率１／２）　千円 31,200

5 前年度繰越金	109,502	○前年度繰越金　109,502

5 道路整備事業債	9,400	○道路整備事業債　9,400

５５款　国庫支出金　８０款　繰越金　９０款　市債

３　　歳　　出

１０款　総務費　　34,000千円

５項　総務管理費　　34,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
60 諸費	156,677	34,000	190,677				34,000
計	8,811,197	34,000	8,845,197	0	0	0	34,000

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
23 償還金、利子	34,000	○市政基本運営　34,000
及び割引料		市税等過誤納還付金　34,000

４５款　土木費　71,530千円

１０項　道路橋りょう費　60,404千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 道路維持費	651,191	60,404	711,595		9,400		51,004
計	1,214,696	60,404	1,275,100	0	9,400	0	51,004

４５款　土木費　71,530千円

２０項　都市計画費　11,126千円

15 公共下水道費	3,216,431	11,126	3,227,557				11,126
計	5,753,168	11,126	5,764,294	0	0	0	11,126

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
13 委託料	49,877	○道路　60,404
		道路維持補修事業　60,404
15 工事請負費	10,527	

28 繰出金	11,126	○下水道　11,126
		下水道事業会計繰出金　11,126

５５款　教育費　44,572千円

２０項　社会教育費　44,572千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 文化財保護費	675,585	44,572	720,157	31,200			13,372
計	3,186,150	44,572	3,230,722	31,200	0	0	13,372

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
13 委託料	44,572	○歴史　44,572
		史跡環境整備事業　44,572

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区　　分	当該年度中増減見込			当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額					
	補正前の額	補　正　額	補正後の額	補正前の額	補　正　額	補正後の額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 普　　通　　債	6,112,600	9,400	6,122,000	27,071,156	9,400	27,080,556
(1) 土　　木	3,186,500	9,400	3,195,900	12,370,657	9,400	12,380,057
合　　計	6,112,600	9,400	6,122,000	28,661,046	9,400	28,670,446

議案第 60 号

令和８年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第５号）
に係る専決処分の承認について

次の令和８年度鎌倉市下水道事業会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和８年（2026年）10月27日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

令和８年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第５号）

（総則）

第１条　令和８年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　下水道事業収益	7,866,160千円	11,126千円	7,877,286千円
第２項　営業外収益	4,317,104千円	11,126千円	4,328,230千円
支　　出			
第１款　下水道事業費用	7,328,750千円	11,126千円	7,339,876千円
第１項　営業費用	6,891,919千円	11,126千円	6,903,045千円

令和８年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第５号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　　入

（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
１ 下 水 道 事業収益			7,866,160	11,126	7,877,286	
	２営業外収益		4,317,104	11,126	4,328,230	
		２他会計補助金	1,596,597	11,126	1,607,723	

支　　出

（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
１下 水 道 事業費用			7,328,750	11,126	7,339,876	
	１営業費用		6,891,919	11,126	6,903,045	
		１汚水管渠費	507,767	11,126	518,893	

令和８年度鎌倉市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

（単位:千円）

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	645,953
減価償却費	3,595,952
固定資産除却費	100
貸倒引当金の増減額（△は減少）	180
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 1,612
その他引当金の増減額（△は減少）	△ 57
長期前受金戻入額	△ 2,678,511
受取利息及び配当金	△ 100
支払利息	271,519
未収金の増減額（△は増加）	△ 33,747
未払金の増減額（△は減少）	△ 25,501
小計	1,774,176
利息及び配当金の受取額	100
利息の支払額	△ 271,519
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,502,757
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 2,837,907
国庫補助金等による収入	1,082,051
受益者負担金等による収入	6,417
貸付けによる支出	△ 4,077
貸付金償還による収入	847
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	1,255,182
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 497,487
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,539,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,682,730
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,143,030
資金増加額（又は減少額）	△ 137,760
資金期首残高	2,638,101
資金期末残高	2,500,341

令和８年度鎌倉市下水道事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

（単位:千円）

資　産　の　部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア 土地		10,299,656	
イ 建物	4,662,769		
減価償却累計額	△ 1,867,538	2,795,231	
ウ 構築物	73,793,445		
減価償却累計額	△ 22,987,857	50,805,588	
エ 機械及び装置	9,065,448		
減価償却累計額	△ 5,200,249	3,865,199	
オ 車両及び運搬具	12,400		
減価償却累計額	△ 3,916	8,484	
カ 工具、器具及び備品	20,772		
減価償却累計額	△ 8,524	12,248	
キ 建設仮勘定		2,440,229	
有形固定資産合計			70,226,635
(2) 投資その他の資産			
ア 長期貸付金		3,548	
投資その他の資産合計			3,548
固定資産合計			70,230,183
2 流動資産			
(1) 現金預金			2,500,341
(2) 未収金			
ア 営業未収金		580,248	
イ 営業外未収金		70,161	
貸倒引当金		△ 1,101	
未収金合計			649,308
(3) 短期貸付金			1,159
流動資産合計			3,150,808
資産合計			73,380,991

負　債　の　部

3 固定負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	19,738,457		
企業債合計		19,738,457	
固定負債合計			19,738,457
4 流動負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,400,109		
企業債合計		2,400,109	
(2) 未払金			
ア 営業未払金	787,453		
イ その他未払金	72,625		
未払金合計		860,078	
(3) 引当金			
ア 賞与引当金	23,962		
イ 法定福利費引当金	4,508		
引当金合計		28,470	
流動負債合計			3,288,657
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		55,918,619	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 22,693,720	
繰延収益合計			33,224,899
負債合計			56,252,013

資　本　の　部

6 資本金			
(1) 固有資本金		5,105,769	
(2) 組入資本金		1,334,877	
資本金合計			6,440,646
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 受贈資産評価額	1		
イ 補助金	3,098,270		
ウ 他会計負担金	4,645,455		
資本剰余金合計		7,743,725	
(2) 利益剰余金			
ア 減債積立金	231,036		
イ 当年度未処分利益剰余金	2,713,571		
利益剰余金合計		2,944,607	
剰余金合計			10,688,332
資本合計			17,128,978
負債資本合計			73,380,991

注記

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）固定資産の減価償却の方法

ア　有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	8～50年
構築物	50年
機械及び装置	6～30年
車両及び運搬具	4年
工具、器具及び備品	5～15年

（2）引当金の計上方法

ア　退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ　賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末勤勉手当の支給及びそれに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額を計上している。

ウ　貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

（3）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2　予定貸借対照表等に関する注記

（1）企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は14,772,976千円である。

3　セグメント情報に関する注記

（1）セグメントの概要

鎌倉市下水道事業会計は、公共下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　入

款　　項　　目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
1　下水道事業収益	7,866,160	11,126	7,877,286
2　営業外収益	4,317,104	11,126	4,328,230
2　他会計補助金	1,596,597	11,126	1,607,723

支　出

款　　項　　目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
1　下水道事業費用	7,328,750	11,126	7,339,876
1　営業費用	6,891,919	11,126	6,903,045
1　汚水管渠費	507,767	11,126	518,893

節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
他会計補助金	11,126	○他会計補助金　11,126

節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
修繕費	11,126	○下水道の整備・管理　11,126 汚水管渠費　11,126

議案第 61 号

不 動 産 の 取 得 に つ い て

山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　取 得 土 地

所　在　地　番	地　目	公 簿 面 積	取 得 面 積
鎌倉市山崎字倉久保2371番	田	115.00㎡	115.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2372番	田	204.00㎡	204.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2373番	田	175.00㎡	175.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2374番	田	142.00㎡	142.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2380番１	畑	214.00㎡	214.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2381番	田	238.00㎡	238.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2382番	田	211.00㎡	211.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2383番	畑	152.00㎡	152.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2384番	畑	161.00㎡	161.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2385番１	畑	125.00㎡	125.00㎡
合計		1,737.00㎡	1,737.00㎡

２　取 得 価 格　　48,636,000円

３　所　有　者　[redacted]

議案第 62 号

指定管理者の指定について

鎌倉芸術館の指定管理者の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　公の施設の名称
鎌倉芸術館

２　指定管理者となる団体
東京都千代田区三番町２番地
株式会社コンベンションリンケージ
代表取締役　平　位　博　昭

３　指定の期間
令和９年（2027年）４月１日から令和13年（2031年）３月31日まで

議案第 63 号

指定管理者の指定について

大船駅西口交通広場自転車等駐車場及び鎌倉駅西口暫定自転車駐車場２施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　公の施設の名称

大船駅西口交通広場自転車等駐車場

鎌倉駅西口暫定自転車駐車場

２　指定管理者となる団体

東京都中央区日本橋本石町四丁目６番７号

CYCLEPARK鎌倉共同企業体

代表団体

東京都中央区日本橋本石町四丁目６番７号

公益財団法人自転車駐車場整備センター

理事長　樺　島　　徹

３　指定の期間

令和９年（2027年）４月１日から令和14年（2032年）３月31日まで

議案第 64 号

指定管理者の指定について

大船子育て支援センター等の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　公の施設の名称

大船子育て支援センター

放課後子どもひろばおさか・鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」

２　指定管理者となる団体

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号

渋谷マークシティウェスト

ライクキッズ株式会社

代表取締役　岡 本　泰 彦

３　指定の期間

令和９年（2027年）４月１日から令和14年（2032年）３月31日まで

議案第 65 号

指定管理者の指定について

鎌倉子育て支援センター等の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　公の施設の名称

鎌倉子育て支援センター

深沢子育て支援センター

２　指定管理者となる団体

横浜市中区長者町５－85　三共横浜ビル９階

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

東京支店横浜営業所支店長　小　林　　潤

３　指定の期間

令和９年（2027年）４月１日から令和14年（2032年）３月31日まで

議案第 66 号

指定管理者の指定について

玉縄子育て支援センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　公の施設の名称
玉縄子育て支援センター

２　指定管理者となる団体
鎌倉市岡本二丁目21番19号
ＮＰＯ法人ほっとスペースたまりば
理事長　田　中　　純

３　指定の期間
令和９年（2027年）４月１日から令和14年（2032年）３月31日まで

議案第 67 号

大船地区市民農園の管理に起因する事故による
市の義務に属する損害賠償の額の決定について

令和８年（2026年）７月26日、市営の大船地区市民農園内で発生した市民農園の管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　損害賠償の額　　27,060円

２　損害賠償の相手方　[redacted]

議案第 68 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和８年（2026年）７月３日、鎌倉市[redacted]で発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　損害賠償の額　　209,000円

２　損害賠償の相手方　[redacted]

議案第 69 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和８年（2026年）７月28日、鎌倉市[redacted]で発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　損害賠償の額　　66,000円

２　損害賠償の相手方　[redacted]

議案第 70 号

遊休農地解消業務の遂行に起因する事故による
市の義務に属する損害賠償の額の決定について

令和７年（2025年）７月３日、遊休農地解消業務の遂行に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　損害賠償の額　　202,524円

２　損害賠償の相手方　[redacted]

議案第 71 号

鎌倉市本庁舎整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市本庁舎整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

新庁舎等の整備における「両輪体制」方針の策定等に伴い、基金の対象施設について、規定の整備を行うものである。

鎌倉市本庁舎整備基金条例の一部を改正する条例

鎌倉市本庁舎整備基金条例（平成29年３月条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名中「本庁舎」を「庁舎等」に改める。

第１条中「鎌倉市役所本庁舎」を「鎌倉市役所の庁舎等（本庁舎及び分庁舎並びにこれらに複合化する施設をいう。）」に、「鎌倉市本庁舎」を「鎌倉市庁舎等」に改める。

付　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

議案第 72 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、特定再生可能エネルギー発電設備及び改修特別特定建築物に係る特例割合を定めるほか、寄附金税額控除の対象とする寄附金の範囲の改正等、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条第９号中「第78条第３項」を「第78条第２項第４号」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

付則第８項第３号中「第15条第25項第１号」を「第15条第24項第１号」に、「２分の１」を「３分の１」に改め、同項第４号を削り、同項第５号中「第15条第25項第３号」を「第15条第24項第３号ロ」に、「12分の７」を「２分の１」に改め、同号を同項第４号とし、同項第６号中「第15条第25項第４号」を「第15条第24項第４号」に、「３分の１」を「12分の７」に改め、同号を同項第５号とし、同項第７号中「第15条第28項」を「第15条第27項」に改め、同号を同項第６号とし、同項第８号中「第15条第32項」を「第15条第31項」に改め、同号を同項第７号とし、同項第９号中「第15条第40項」を「第15条第39項」に改め、同号を同項第８号とし、同項第10号を同項第９号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項に次の１号を加える。

⑾　法附則第15条の11第１項の割合　３分の１

付則第15項（見出しを含む。）中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定及び次項の規定は、令和９年１月１日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

２　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における改正後の第23条第１項第９号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第78条第３項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭を含む。）」とする。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

３　別段の定めがあるものを除き、改正後の鎌倉市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税及

び都市計画税について適用し、令和７年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

４　令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

５　平成30年４月１日から令和８年３月31日までの間に旧法附則第15条の11第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 73 号

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

鎌倉市子育て支援センターの休館日を改めるものである。

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市子育て支援センター条例（平成14年３月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「土曜日」を「月曜日から土曜日までのうち市長が定める日」に改める。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 74 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係条例に必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年10月条例第７号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

鎌倉市一般廃棄物処理施設建設基金の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市一般廃棄物処理施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

一般廃棄物処理施設建設に限定されている充当対象を、積替保管施設等を含めた一般廃棄物処理関連施設の建設又は整備に拡大するため、条例名及び規定の整備を行うものである。

鎌倉市一般廃棄物処理施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市一般廃棄物処理施設建設基金の設置及び管理に関する条例（平成11年７月条例第５号）の一部を次のように改正する。

題名中「処理施設建設」を「処理関連施設建設等」に改める。

第１条中「処理施設の建設」を「処理関連施設の建設又は整備」に、「処理施設建設基金」を「処理関連施設建設等基金」に改める。

付　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

議案第 76 号

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

社会福祉法等の一部改正に伴い、関係条例の引用条項を整備するものである。

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例等の一部を改正する条例

（開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部改正）

第１条　鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年９月条例第５号）の一部を次のように改正する。

第45条の４第１項第１号カ中「第８条第28項」を「第８条第27項」に改める。

第２条　鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第45条の４第１項第１号カ中「第８条第27項」を「第８条第28項」に改める。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第３条　鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第28条中「第８条第25項」を「第８条第24項」に改める。

第35条中「第８条第28項」を「第８条第27項」に、「第８条第29項」を「第８条第28項」に改める。

第43条中「第８条第20項」を「第８条第19項」に改める。

第52条第１項中「第８条第21項」を「第８条第20項」に改める。

第60条第１項中「第８条第22項」を「第８条第21項」に改める。

第63条第７項中「第８条第24項」を「第８条第23項」に改める。

第４条　鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第28条中「第８条第24項」を「第８条第25項」に改める。

第35条中「第８条第27項」を「第８条第28項」に、「第８条第28項」を「第８条第29項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第５条　鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第25号）の一部を

次のように改正する。

第10条中「第８条第25項」を「第８条第24項」に改める。

第21条中「第８条第28項」を「第８条第27項」に、「第８条第29項」を「第８条第28項」に改める。

第６条　鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第８条第24項」を「第８条第25項」に改める。

第21条中「第８条第27項」を「第８条第28項」に、「第８条第28項」を「第８条第29項」に改める。

（介護保険施設等整備事業者選定委員会条例の一部改正）

第７条　鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例（平成27年３月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第８条第27項」を「第８条第26項」に改め、同条第２号中「第８条第28項」を「第８条第27項」に改め、同条第３号中「第８条第29項」を「第８条第28項」に改める。

第８条　鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第８条第26項」を「第８条第27項」に改め、同条第２号中「第８条第27項」を「第８条第28項」に改め、同条第３号中「第８条第28項」を「第８条第29項」に改める。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条の規定は、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第51号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 77 号

鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

地方公営企業法の改正に伴い、下水道事業の業務状況を説明する書類の作成回数を改めるものである。

鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年12月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「毎事業年度、４月１日から９月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月１日から翌年３月31日」を「前年４月１日から３月31日」に、「同年５月31日」を「毎事業年度５月31日」に改め、同条第２項中「するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概算及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削り、同項第３号中「前２号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第２号の次に次の２号を加える。

⑶　前事業年度の決算の状況

⑷　前項の規定による作成を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 78 号

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

排水設備等の新設等の設計及び工事に係る責任技術者の登録制度を廃止することに伴い、規定の整備を行うものである。

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例

鎌倉市下水道条例（昭和46年６月条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「当該設計及び工事に関し技能を有すると市長が認めた者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者で」を削り、同条第２項中「又は責任技術者の登録」を削る。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 79 号

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び宅地造成及び特定盛土等規制法による規制の現状に合わせ、崖付近における建築物の規制を合理化するほか、その他一部の規定の明確化等に伴う改正をするものである。

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例

鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害危険区域等における」を「崖付近の」に改める。

第１条中「第39条、」及び「災害危険区域の指定及び」を削る。

第２章の章名中「災害危険区域等における」を「崖付近の」に改める。

第３条及び第４条を次のように改める。

第３条及び第４条　削除

第５条第１項中「高さ２メートルを超える崖」を「崖（勾配が30度を超える傾斜地であって、高さが２メートルを超えるものに限る。以下同じ。）」に、「特別警戒区域内」を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により神奈川県知事が本市の区域内において指定した土砂災害特別警戒区域内」に改め、同項第２号中「2.5メートル」を「１メートル」に、「45度」を「30度」に改め、同条第３項中「高さ２メートルを超える」を削る。

第45条第１項中「合計」の次に「（同一敷地内に２以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第55条中「照明設備」の次に「又は照明用コンセント設備」を加える。

第62条第１項中「第４条、」を削る。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 80 号

鎌倉市公共公益施設整備基金の設置、管理及び処分に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市公共公益施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

特定目的基金の整理に伴い、管理の透明化と財源の柔軟な運用を図り、より計画的な財政運営を行うため、基金の名称を改めるとともに積立及び充当の対象を拡充する等の改正を行うものである。

鎌倉市公共公益施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市公共公益施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和58年３月条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名中「鎌倉市公共公益施設」を「鎌倉みんなの施設等」に改める。

第１条中「開発事業に伴う寄付金を積立て、教育施設、社会福祉施設その他の公共公益施設」を「公共公益施設、景観重要建造物その他の施設」に、「鎌倉市公共公益施設」を「鎌倉みんなの施設等」に改める。

第６条中「公共公益施設」の次に「、景観重要建造物その他の施設」を加える。

付　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

議案第 81 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等について、適切な管理に係る規定の整備を行うものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年３月条例第２号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第20条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

第21条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 82 号

山崎浄化センタースポーツ等広場条例の一部を改正する条例の制定について

山崎浄化センタースポーツ等広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

山崎浄化センタースポーツ等広場の設置期間延長に伴い、条例の失効日を改めるものである。

山崎浄化センタースポーツ等広場条例の一部を改正する条例

山崎浄化センタースポーツ等広場条例（令和５年12月条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第２項中「令和９年３月31日」を「令和10年３月31日」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

鎌倉市文学館条例の停止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市文学館条例の停止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

（提案理由）

鎌倉市文学館条例の停止期間を延長するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市文学館条例の停止に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市文学館条例の停止に関する条例（令和５年３月条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和９年３月31日」を「鎌倉文学館本館改修及び増築等工事の目的物の引渡しを受けた日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

付則第２項中「令和９年４月１日前」を「鎌倉文学館本館改修及び増築等工事の目的物の引渡しを受けた日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日以前」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

令和８年度鎌倉市一般会計
補正予算（第７号）

令和８年度鎌倉市一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,635千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,645,780千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の補正は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　繰越明許費の補正は、「第３表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の補正は、「第４表　債務負担行為補正」による。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
80 繰越金		1,069,393	26,635	1,096,028
	5 繰越金	1,069,393	26,635	1,096,028
歳　　入　　合　　計		86,619,145	26,635	86,645,780

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		10,490,016	13,815	10,503,831
	5 総務管理費	8,845,197	13,815	8,859,012
20 衛生費		8,729,652	7,820	8,737,472
	15 環境対策費	389,493	7,820	397,313
45 土木費		13,116,093	5,000	13,121,093
	20 都市計画費	5,764,294	5,000	5,769,294
歳　出　合　計		86,619,145	26,635	86,645,780

第２表　継続費補正

1　　変　更

款	項	事　業　名	補　正　前			補　正　後		
			総　額	年度	年割額	総　額	年度	年割額
			千円		千円	千円		千円
				6	9,928		6	9,928
				7	805,690		7	805,690
20　衛生費	10 清　掃　費	名越中継施設整備事業	5,855,346	8	352,930	6,303,706	8	352,930
				9	1,886,268		9	2,091,528
				10	2,800,530		10	3,043,630

第３表 繰越明許費補正

1　追　加

款	項	事　業　名	金　額
			千円
45 土　木　費	20 都市計画費	東勝寺橋ひぐらし公園復旧事業	30,349
45 土　木　費	25 住　宅　費	市営住宅集約化事業	3,648,476

第４表　債務負担行為補正

１　追　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
アドビソフトウェア使用料	令和８年度から 令和９年度まで	2,091
鎌倉芸術館管理運営事業費	令和８年度から 令和12年度まで	949,493
市税通知書等の出力・加工・封入封かん業務委託事業費	令和８年度から 令和９年度まで	32,843
放課後子どもひろばおさか・おさか子どもの家管理運営事業費	令和８年度から 令和13年度まで	314,890
鎌倉・深沢子育て支援センター管理運営事業費	令和８年度から 令和13年度まで	172,068
大船子育て支援センター管理運営事業費	令和８年度から 令和13年度まで	65,308
玉縄子育て支援センター管理運営事業費	令和８年度から 令和13年度まで	69,695
鎌倉市海水浴場監視所・仮設トイレ等設置事業費	令和８年度から 令和９年度まで	22,652
砂防柵設置・撤去及びなぎさ整地事業費	令和８年度から 令和９年度まで	13,860
道路維持修繕事業費（市道053-000号線）	令和８年度から 令和９年度まで	20,000
道路新設改良事業費（市道034-000号線外）	令和８年度から 令和９年度まで	21,107
市営住宅集約化事業費	令和９年度から 令和10年度まで	675,084
鎌倉海浜公園水泳プール管理及び監視等業務事業費	令和８年度から 令和９年度まで	25,850

議案第 85 号

令和８年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第６号）

（総則）

第１条　令和８年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条 令和８年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

１　追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
雨天時浸入水対策に係る検討業務事業費	令和８年度から令和９年度まで	千円 35,156

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

報告第 17 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和８年（2026年）２月17日、鎌倉市七里ガ浜一丁目４番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　損害賠償の額　　179,253円

２　損害賠償の相手方　[redacted]

３　処分の日　　令和８年（2026年）10月26日

報告第 18 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和８年（2026年）４月７日、鎌倉市笛田六丁目18番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　損害賠償の額　　921,388円

２　損害賠償の相手方　[redacted]

３　処分の日　　令和８年（2026年）９月29日

報告第 19 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和８年（2026年）９月16日、鎌倉市佐助一丁目７番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

令和８年（2026年）12月２日提出

鎌倉市長　松　尾　　崇

１　損害賠償の額　　124,388円

２　損害賠償の相手方　　鎌倉市十二所659番地
株式会社鎌倉日本土木
代表取締役　山 内　史 朗

３　処分の日　　令和８年（2026年）11月４日